

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第5号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 受給者証の有効期間は、その者が受給資格者となった日からその者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(受給者証の更新申請等)</p> <p>第3条の2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、有効期限の後も引き続き受給資格者であることを公簿等</u></p>	<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 受給者証の有効期間は、その者が受給資格者となった日（以下「開始日」という。）からその者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(受給者証の更新申請等)</p> <p>第3条の2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>

によって確認できるときは、同項の規定による子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届の提出を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「その者が受給資格者となった日」とあるのは「前回の有効期限の翌日」と読み替える。

4 <省略>

2 前項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「その者が受給資格者となった日」とあるのは「前回の有効期限の翌日」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

3 <省略>

第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「瀬戸市長 殿」を「(宛先) 瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。